明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二二）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件
（法務一一四）　一

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同一一五）　二

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働五二）　一

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産六一八）　三

○漁獲成績報告書等の様式を定める件の一部を改正する件（同六一九）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　一三

裁判所
破産、免責、再生関係　一六

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する独立行政法人製品評価技術基盤機構、東日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、税理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一九

地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　一六

会社その他
会社決算公告　一六

省　令

○厚生労働省令第二十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百十一号を第四百十三号とし、第百七十三号から第四百十号までを二号ずつ繰り下げ、第百七十二号を第百七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十四	2・6―ジメチルピリジン

別表第一中第百七十一号を第百七十二号とし、第六十三号から第百七十号までを一号ずつ繰り下げ、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十三	5―エチル―2―メチルピリジン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百十四号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十三年三月十五日

法務大臣　江田　五月

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
菅信建設株式会社	福島県福島市山居四十一番地の二	型枠施工
株式会社郡協鉄筋工業	福島県郡山市大槻町字普門寺坦北八番地	鉄筋施工
株式会社平山鉄筋	福島県郡山市静町四十七番十一号	鉄筋施工
共榮鉄筋工業株式会社	茨城県水戸市千波町千百四十番地	鉄筋施工
株式会社福田鉄筋	茨城県筑西市赤浜百三十八番地の六	鉄筋施工
共成建設株式会社	埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目三百五十四番地二	鉄筋施工
株式会社弘建	埼玉県所沢市大字松郷百三十七番四号	サッシ施工